

小樽市水道局契約関係書類等に関する押印見直しについて（お知らせ）

事業者の皆様から提出される契約関係書類等への押印・署名について、負担軽減・利便性向上のため、押印及び署名を要否について見直しを行い、次のとおりとしましたのでお知らせいたします。

記

1 押印見直しの内容（別紙、「押印の必要区分」参照）

- 必要 引き続き押印が必要な書類（例 契約書、請書、入札書、委任状等）
 - ・引き続き押印が必要となり、押印がないものは「無効」になります。
- 代替可 必要事項の記載により、押印を省略できる書類
（例 請求書、見積書、入札辞退届等）
 - ・「本件責任者及び担当者の氏名（フルネーム）・連絡先（電話番号）」を記載することで押印を省略することができます。

※記載例	氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者		
担当者		

- ・持参、郵送に加えて電子メールでの提出（PDFのみ可）も可能になります。
 - 不要 押印を不要とする書類（例 参考見積書、着手届、完工届、工程表等）
 - ・持参、郵送に加えて電子メールでの提出（PDFのみ可）も可能になります。
- #### 2 適用年月日
- 令和6年4月1日以降に提出する書類
- #### 3 その他
- ・これまでと同様に、押印して頂いた契約関係書類等も提出可能です。
 - ・御不明点等については下記までお問合せくださいますようお願い申し上げます。
水道局総務課 TEL：0134-32-4111（内線554）